

令和元年6月10日(月)
午後3時
本庁2階 第1会議室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閱 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第13号 職員の懲戒等処分について

署名人

高須教育長

玉井委員

5月・6月教育委員会一般事務報告

(5月28日～6月10日)

月	日	曜日	行 事 名	内 容	場 所
6	1	土	寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金交付要綱の一部改正	補助金額の変更並びに補助金交付対象団体名の変更	—
			中学校体育大会(3校)	体育大会	第一、第三、第九
	2	日	小学校運動会(13校)	運動会	東、北、第五、明和、中央、木屋、木田、田井、桜、点野、楠根、梅が丘、石津
			市民体育大会ソフトテニスの部	大会	南寝屋川公園
	4	火	令和元年度第1回社会教育委員会議	1. 委嘱状交付式、2. 議長の選出、3. 寝屋川市社会教育推進計画について、4. 令和元年度社会教育部事業計画について、5. 令和元年度社会教育委員の活動予定について、6. その他	議会棟5階 第2委員会室
	5	水	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	7	金	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	9	日	北河内総合体育大会ソフトボール(一般の部)	大会	大枝公園多目的競技場
	10	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会6月定例会		本庁2階 第1会議室

6月・7月教育委員会行事計画書

(6月11日～7月31日)

月	日	曜日	行事名	内容	場所
6	16	日	市民体育大会少林寺拳法の部	大会	市民体育館
			北河内総合体育大会テニスの部	大会	寝屋川公園テニスコート
			北河内総合体育大会ソフトテニスの部	大会	深北緑地テニスコート
	19	水	6月市議会定例会(第1日目)	市長所信表明、付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	23	日	北河内総合体育大会ソフトボール(一般2部)	大会	淀川河川グラウンド
			北河内総合体育大会サッカーの部	大会	大枝公園多目的競技場
			北河内総合体育大会バレーボールの部	大会	門真市立総合体育館
	27	木	6月市議会定例会(第2日目)	代表質問	市議会議場
	28	金	6月市議会定例会(第3日目)	代表質問	市議会議場
	30	日	北河内総合体育大会軟式野球(一般の部)	大会	ひらかた東部スタジアム
			北河内総合体育大会軟式野球(一般2部)	大会	大東市立龍間運動広場
			北河内総合体育大会バスケットボールの部	大会	大東市立市民体育館
			北河内総合体育大会卓球の部	大会	四條畷市立市民総合体育館
			北河内総合体育大会バドミントンの部	大会	枚方市立総合体育館
7	2	火	校長役員会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
			第2回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	令和2年度使用小学校教科用図書の採択について	総合教育研修センター
	3	水	文教生活常任委員会	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟5階 第2委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟5階 第2委員会室
			第2回北河内地区教育長協議会		守口市役所
	4	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	5	金	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採択	議会棟4階 第1委員会室
	7	日	囲碁活動推進事業(～9月7日10講座)	囲碁の講座	池の里市民交流センター 市民会館
	8	月	北河内地区教育長協議会(～9日)	管外研修	静岡県静岡市
			6月市議会定例会(第4日目)	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
9	火	第3回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	令和2年度使用小学校教科用図書の採択について	総合教育研修センター	

月	日	曜	行事名	内容	場所
7	14	日	寝屋川ミュージックデー	吹奏楽演奏	市民会館
	16	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	22	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会定例会7月定例会		議会棟5階 第2委員会室
	23	火	小学生・中学生サミット	各校の取組交流等	第五小学校 エスポアール
			寝屋川プールの「ねやぶー」 (~24日)	水遊び場	三井小学校
	26	金	大阪府都市教育長協議会	夏季研修会	ホテルアウリーナ大阪
	27	火	寝屋川プールの「ねやぶー」 (~28日)	水遊び場	石津小学校
	31	火	寝屋川プールの「ねやぶー」 (~2日)	水遊び場	桜小学校

報告第13号

職員の懲戒等処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和元年6月10日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

戒 告

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第29条第1項各号の規定により懲戒処分として戒告する

令和元年5月28日

寝屋川市教育委員会

戒 告

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第29条第1項各号の規定により懲戒処分として戒告する

令和元年5月28日

寝屋川市教育委員会

戒 告

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第29条第1項各号の規定により懲戒処分として戒告する

令和元年5月28日

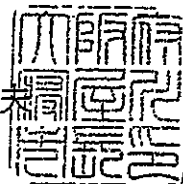
寝屋川市教育委員会



総人第 824 号
令和元年 5 月 28 日

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫 様

寝屋川市長 北川 法夫



職員の懲戒等処分について

職員の処分に関し、寝屋川市職員人事審査委員会に付議したところ、同委員会から、当該審査の結果に基づき、下記のように報告があったので、その旨を報告します。

記

次のように処分することが適当である。

- (1) 学校教育部長による口頭嚴重注意（懲戒等処分に該当しない。）

学校教育部教育政策総務課長 [REDACTED]

学校教育部教育政策総務課係長 [REDACTED]

- (2) 懲戒処分 戒告

学校教育部教育政策総務課主査 [REDACTED]

学校教育部教育政策総務課主査 [REDACTED]

学校教育部教育政策総務課臨時的任用職員 [REDACTED]

[処分の理由]

平成 30 年 4 月 1 日から、職員の勤務時間中の喫煙は一切禁止されていること、当該火災発生場所が禁煙であることを知っていたにもかかわらず、勤務時間中に喫煙し、更に吸い殻の不始末により火災を起こし



察・消防を出動させ、地域住民に迷惑をかけたことは、服務に関する意識、社会人としての常識が欠けていると言わざるを得ない。

このことは、市民との信頼関係を損ない、公務に対する信用を失墜させるものである。

また、管理職員にあつては、服務に関する意識を周知・徹底するよう、部下職員を指揮監督すべき職責を有するものである。

報 告 書

令和元年5月27日

寝屋川市長 北川 法夫 様

寝屋川市職員人事審査委員会
委員長 久本 歩

職員の懲戒等処分に関し、当審査委員会が令和元年5月27日に会議を開き審査した結果は、下記のとおりです。

記

次のように処分することが適当である。

〔案件1〕勤務時間中の喫煙による煙草の不始末により、火災を起こした件について

- (1) 学校教育部長による口頭嚴重注意（懲戒等処分に該当しない。）
 - ・学校教育部教育政策総務課長
 - ・学校教育部教育政策総務課係長
- (2) 懲戒処分 戒告
 - ・学校教育部教育政策総務課主査
 - ・学校教育部教育政策総務課主査
 - ・学校教育部教育政策総務課臨時的任用職員